

1. 件名：東海第二発電所の特定重大事故等対処施設に係る新規規制基準適合性審査に関する面談について
2. 日時：令和4年1月31日(火) 11時00分～11時35分
3. 場所：原子力規制庁内会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部 地震・津波審査部門
岩田安全管理調査官 他6名
日本原子力発電(株) 堀江常務執行役員 他5名

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電(株)から、東海第二発電所の特定重大事故等対処施設に係る施設形状の変更について、資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁は、本日の説明内容に対して、特定重大事故等対処施設に係る設置許可(以下「既許可」という。)に係る審査時の説明内容に照らし合わせ、変更前後の図面を明示するとともに、既許可で確認した設置許可基準規則第38条等への影響について説明するように求めた。また、当該変更について、事業者としての社内判断プロセスについても説明するよう求めた。
- (3) 日本原子力発電(株)から、資料を適正化の上、改めて説明する旨の回答があった。

6. 提出資料^{※1}

- ・東海第二発電所 特定重大事故等対処施設に係る設計及び工事計画変更認可申請について
- ・東海第二発電所 特定重大事故等対処施設に係る設置許可上の扱い

※1 提出資料は、行政機関の保有する公開に関する法律第5条に定める不開示情報を含むため、平成27年1月14日原子力規制委員会「特定重大事故等対処施設に関する審査の取扱いについて」を踏まえ、非公開とします。